

平成 24 年 11 月 29 日  
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社

## 弊社社員の処分について

この度、弊社社員が不祥事を起こし、有罪判決を受けたことにつきましては、誠に遺憾であり、以下のとおり厳正な処分を行いましたのでお知らせします。

### 1. 事案の概要

平成 24 年 8 月 20 日（月）、京都府宇治市内で弊社社員（33 歳）が女性への強制わいせつの容疑で逮捕され、11 月 20 日に懲役 2 年 6 月（執行猶予 3 年）の有罪判決を受けたものです。

### 2. 処分の内容

平成 24 年 11 月 29 日付けで、次のとおり実施しました。

- ＜対象者＞ 関西支社 社員
- ＜処分内容＞ 免職

### 3. 再発防止策

これまで実施してきたコンプライアンス研修や労働環境に関するミーティングにおける非行・違法行為及びハラスメント防止に係る啓発などに加え、今後は更に次の取り組みを実施し、社員教育・綱紀粛正の徹底を図ることといたします。

- ・コンプライアンスの徹底にかかる注意喚起文書の発出
- ・非行・違法行為の防止に向けた専門家による講習会の開催
- ・社内用コンプライアンスブックを用いた職場単位学習会の実施
- ・経営層と若手社員等の意見交換会実施時に、コンプライアンスの徹底について注意喚起
- ・その他各種研修の実施時に、コンプライアンス徹底について注意喚起